

ねんきんコーナー

国民年金保険料の追納制度をご存じですか

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた方が、経済的に納付が可能となった時などに、本人の申出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付し、将来の老齢基礎年金額を増やすことができる制度です。追納が承認された月の前10年以内の免除など期間について追納が可能です。

免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

【令和8年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成28年度の月分	16,850円	12,630円	8,420円	4,210円
平成29年度の月分	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
平成30年度の月分	16,900円	12,670円	8,450円	4,220円
令和 元年度の月分	16,950円	12,720円	8,470円	4,240円
令和 2年度の月分	17,070円	12,800円	8,530円	4,260円
令和 3年度の月分	17,110円	12,830円	8,550円	4,270円
令和 4年度の月分	16,990円	12,740円	8,490円	4,250円
令和 5年度の月分	16,770円	12,580円	8,380円	4,190円
令和 6年度の月分	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円
令和 7年度の月分	17,510円	13,130円	8,750円	4,380円

※令和6年度、令和7年度は追納加算額はありません。 ※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

子を養育する国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職などの方)について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が10月から新たに始まります。子を育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆対象となる方 10月1日以降、1歳になるまでの子(※)を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母の方で、以下の要件すべてを満たす方(所得要件はありません)

- ①子と身分(親子)関係が継続していること ②子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

◆対象期間

- ①実母の場合 産前産後免除期間を有する実母の場合、産前産後免除期間に引き続き、子が1歳になる誕生日の前月までの9カ月間(産前産後免除期間と合わせて最大13カ月間)。
- ②実父または養父母の場合 子を養育するようになった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12カ月間。
- ③10月より前から子を養育しており、制度施行時点(10月1日時点)で1歳未満の場合
- 実母の場合 産前産後免除期間(4カ月または6カ月)に引き続く9カ月のうち、10月1日以降の月分。
 - 実父または養父母の場合 10月1日以降、子が1歳になる誕生日の前月までの期間。

◆申請方法 10月以降に「国民年金 育児免除該当・終了届」を市区町村または年金事務所に提出します(電子申請も可能)。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616